

令和5年度第2四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
高浜発電所1、3、4号機 重大事故等対応の力量を有していない要員を選任したことによる現場シークェンス訓練における重大事故等対処設備への燃料補給の不成立	令和5年6月14日、関西電力株式会社高浜発電所1号機で実施された、重大事故等対応に係る現場シークェンス訓練において、原子力検査官が、重大事故等対処設備である送水車へのタンクローリーを用いた燃料補給の手順を確認していたところ、1、3、4号機の緊急安全対策要員2名が、燃料補給先である送水車の送水ポンプ給油口への給油の模擬操作を実施していないことを確認した。 原子力検査官が、当該要員2名に燃料補給先である送水ポンプ給油口の位置を質問したところ、いずれの要員も位置を知らなかった。事業者は、当該要員2名を、少なくとも2年間にわたり、力量を有していると評価して要員として選任していた。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000460326.pdf
玄海原子力発電所3、4号機タービン動補給給水ポンプ室等における火災感知器の不適切な設置	事業者は、伊方発電所3号機の火災感知器の不適切な設置を受け、玄海原子力発電所3、4号機に設置されている火災感知器について調査したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている区画を含む火災区画において、合計約4850個のうち、244個の火災感知器が「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書(工事計画認可申請添付資料7 玄海原子力発電所3、4号機)」5.1.2(1)b.(a)に明記された「火災感知器は、消防法の設置条件に基づき(中略)異なる種類の火災感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする」を満足していないことが、令和5年8月10日に確認された。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000460296.pdf
玄海原子力発電所3、4号機系統分離対策を行う火災防護対象機器等選定時の誤った火災影響評価による火災防護対象機器等の系統分離対策の不備	令和5年1月24日、玄海原子力発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、系統分離対策を行う火災防護対象機器等選定時の誤った火災影響評価により、火災防護対象機器等が選定されず、必要な系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000460296.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
川内原子力発電所1、2号機系統分離対策を行う火災防護対象機器等選定時の誤った火災影響評価による火災防護対象機器等の系統分離対策の不備	令和5年1月16日、川内原子力発電所1、2号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、系統分離対策を行う火災防護対象機器等選定時の誤った火災影響評価により、火災防護対象機器等が選定されず、必要な系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000460312.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf

令和5年度第2四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域境界扉の監視用照明装置が一時稼働していなかったもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000460358.pdf

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

令和5年度第2四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
原子燃料工業株式会社熊取事業所ダクト改造工事における排気ダクト内部における多量のウラン粉末の滞留	令和5年6月6日、新規制基準対応工事中の原子燃料工業株式会社熊取事業所において、原子力検査官が日常検査中に第2-2混合室ダクトの改造工事に伴い約100kgの滞留ウラン粉末が回収されていたことを記録で確認した。さらに、付近の構造を確認したところ、フードボックスの中に粉末投入機等が設置されており、フードボックスの負圧を維持するため、排気ダクトを通じて、排気されていた。これらの構造により、ウラン粉末が粉末投入機などに投入された際、フードボックス内の浮遊したウラン粉末が、当該ダクト内に少しずつ吸い込まれ、滞留する仕組みであることが判明した。同社はこの状況を把握していたが、設置してから約26年間にわたり点検等を行わず、最終的に滞留ウラン粉末が約170kg蓄積されることになった。	追加対応なし	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000460563.pdf

令和5年度第2四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類
 深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。